

明治四十一年勅令第二百十七号

明治四十一年勅令第二百十七号（刑法施行

前ニ公布シタル命令ニ関スル件）

刑法施行法中他ノ法律ニ関スル規定ハ刑法施

行前ニ公布シタル命令ニ之ヲ準用ス

附 則

本令ハ明治四十一年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

明治三十九年勅令第百五十五号ハ之ヲ廃止ス